

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
5	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第9条	業務従事者の業務停止	生活衛生課

1 クリーニング業法第9条に基づき、営業者に命じる業務従事者の業務停止の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と保健所長が認めること。

2 処分期間は、次のとおりとする。
改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。